

# いじめ防止基本方針改訂版

～全ての児童に楽しく豊かな学校生活を～

## 第1章 いじめ防止のための本校の基本姿勢

### 1 基本理念と基本姿勢

いじめは、いじめを受けた子どもの権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの児童にも起こりうる」「いじめは絶対に許されない」「いじめられた児童を絶対に守り通す」という基本認識に立ち、本校全児童が、楽しく豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校をつくるために、「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」「札幌市いじめ防止等のための基本的な方針」を背景にして、この「札幌市立東園小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

私たち教職員は、児童一人一人の立場に立ち、児童の心身の苦痛を真摯に受け止め、児童を守るという立場に立って対応にあたらなければならない。

また、成長の途上にある児童は、生の人間関係の葛藤の中で自己への認識や他者理解を深めていく。学校や家庭には、自らの意志によって問題を克服できるように支援し社会性を培っていくことが求められており、「いじめ」と「人間関係のトラブル」を明確に区別することも重要である。

以下の、本校における「いじめ防止のための六つの基本姿勢」を常に意識し、いじめ防止の取組を行っていくこととする。

- ①学校、学級内にいじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ②児童一人一人の自己有用感や自己肯定感を育む教育活動を推進する。
- ③児童、教職員の人権感覚を高め、児童と児童、児童と教職員をはじめとする校内における温かな人間関係を築く。
- ④いじめ発見のためのスキルを身に付け、児童の変化を見逃さない。
- ⑤いじめを早期に発見し適切な指導を行い、当該児童の安全を保障するとともに、いじめの早期解決に努める。
- ⑥いじめ問題について、保護者・地域そして関係機関との連携を深める。

### 2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条より）

いじめられていても、本人がそれを否定する場合もあり、「心身の苦痛を感じているもの」から除外されることなく、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察することが重要な場合も考えられる。いじめには多様な態様があることを念頭に置き、判断する必要がある。

◆「一定の人的関係」とは

学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童、塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている他校の仲間や集団（グループ）など、当該児童と何らかの人的関係を指す。

◆「物理的な影響」とは

身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

具体的ないじめの態様

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話、スマートフォン等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

## 第2章 いじめ未然防止のための取組

### 1 児童に対して

- (1) 児童一人一人が認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う。また、学級のルールを守るといった規範意識の醸成に努める。
- (2) 分かる授業を行い、児童に基礎・基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感を育てる。
- (3) 思いやりの心や児童一人一人がかけがいのない存在であるといった、命の大切さを道徳や学級指導をはじめ全教育活動を通して育む。
- (4) 「いじめは決して許されないこと」という認識を児童がもつよう、様々な活動の中で指導する。
- (5) 見て見ぬふりをするのは「いじめ」をしていることにつながることや、「いじめ」を見たら先生方や友達に知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導する。また、その際に知らせることは決して悪いことではなく必要なことであることも併せて指導する。

## 2 教員に対して

- (1) 児童一人一人が、自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、児童との信頼関係を深める。
- (2) 児童が自己実現を図ることができるように、子どもが生きる授業を日々行うことに努める。
- (3) 児童の思いやりの心や命の大切さを育む道德教育や学級指導の充実を図る。
- (4) 「いじめは決して許されない」という姿勢を教員がもっていることを様々な活動を通して児童に示す。
- (5) 児童一人一人の変化に気付くため、複数の目で見える機会を設けたり研修を行ったりする。
- (6) 児童や保護者からの話を受け止め、親身になって聞く姿勢をもつ。
- (7) 「いじめ」の構造やいじめ問題の対処等「いじめ問題」についての理解を深める。特に、自己の人権感覚を磨き、自己の言動を振り返るようにする。
- (8) 問題を抱え込まないで、管理職への報告や同僚への協力を求める意識をもつ。

## 3 学校全体として

- (1) 全教育活動を通して、「いじめは絶対に許されない」という土壌をつくる。
- (2) 児童アンケート調査を年3回実施（学校独自2回 悩みやいじめに関するアンケート1回）し、結果から教育的予防と早期発見、早期対応を教職員全体の共通認識のもとに行う。
- (3) 「いじめ問題」に関する校内研修を行い、「いじめ」について本校教職員の理解を深めたり、児童の変化に気付くスキルを身に付けたりして実践力を高める。  
（「ピアサポート」「ゲートキーパー」研修等）
- (4) 校長が「いじめ問題」に関する講話を全校朝会で行い、学校として「いじめは絶対に許されない」ということと、「いじめ」に気付いた時には、すぐに担任をはじめ周りの大人に知らせることの大切さを児童に伝える。
- (5) 「いじめ問題」に関する児童会としての取組を行う。
- (6) いつでも、誰にでも相談できる体制の充実を図る。

## 4 保護者・地域に対して

- (1) 「いじめ」は保護者が第一義的な責任を負うことや、このことから児童が発するサインに気付いたら、学校に相談することの大切さを伝える。
- (2) 「いじめ問題」の解決には、学校、家庭、地域の連携を深めることが大切であることを学校便り等で伝え、理解と協力をお願いする。

## 第3章 いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

### 1 いじめの早期発見に向けて

- (1) 児童の様子を、担任をはじめとする多くの教員で見守り、気付いたことを共有する場を設けるなど学校として組織的に対応する。
- (2) 様子に変化が感じられる児童には、教師は積極的に声掛けを行い、児童に安心感をもたせる。
- (3) アンケート調査等を活用し、児童の人間関係や学校生活等の悩みの把握に努め、ともに解決していこうとする姿勢を示して、児童との信頼関係を深める。
- (4) いじめの早期発見のためのチェックリストを活用し、児童の出しているサインや変化に気付くことができる。

### 2 誰にでも相談ができるような学校に

- (1) いじめに限らず、困ったことや悩んでいることがあれば、誰にでも相談できることや相談することの大切さを児童に伝えていく。
- (2) いじめられている児童や保護者からの訴えは親身になって聞き、児童の悩みや苦しみを受け止め、児童を支え、いじめから守る姿勢をもって対応することを伝える。
- (3) いじめられている児童が自信や存在感を感じられるような励ましを行う。
- (4) いじめに関する相談を受けた教員は、管理職に報告するとともに、いじめ防止対策委員会を通して校内で情報を共有するようにする。

### 3 いじめの早期解決のために

- (1) 教員が気付いた、あるいは児童や保護者から相談があった「いじめ」について、事実関係を早期に把握する。その際、被害者、加害者といった二者関係だけではなく、構造的に問題を捉える。
- (2) 事実関係を把握する際には、学校として組織的な体制のもとに行う。
- (3) いじめている児童に対しては、「いじめは絶対に許されない」という姿勢で臨み、まずはいじめることをすぐに止めさせる。
- (4) いじめることが、相手を深く傷付け、苦しめているということに気付かせるような指導を行う。
- (5) いじめを行ってしまう気持ちを聞き、その児童の心の安定を図る指導を行う。
- (6) 事実関係を正確に当該の保護者に伝え、学校での指導、家庭での指導や対応の仕方について、学校と連携し合っていくことを伝えていく。

## 第4章 いじめ防止のための組織

### 1 いじめ防止対策委員会

#### (1) 構成

校長、教頭、教務主任、保健主事、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー、(特別支援教育巡回相談員)とする。(必要に応じて、学校評議員、PTA役員等が加わる場合も想定する。)

#### (2) 役割

本校におけるいじめ防止等の取組に関することや、相談内容の把握、児童や保護者へのいじめ防止の啓発等に関するを行う。

#### (3) 対応

いじめの相談があった場合には、当該学年主任、担任を加え、事実関係の把握、関係児童や保護者への対応等について協議を行う。いじめに関する情報については、児童の個人情報の取扱いに考慮しながら、本校の教職員が共有するようにする。

### 2 教育委員会をはじめとする関係機関との連携

(1) スクールカウンセラーや特別支援巡回相談員、スクールソーシャルワーカーを活用した相談体制を構築し、いじめの問題解決にあたる。

(2) いじめを把握した場合は、速やかにその状況を教育委員会に報告するとともに、指導、助言を受け、その解決にあたる。また、出席停止措置の対応が必要な場合やいじめに関わる重大な事態発生時の対応等については、法に則して、札幌市教育委員会に指導、助言を求めて、学校として組織的に動く。

(3) 必要に応じて、警察や法務局等関係機関への連絡や相談を行い、連携しながら対応にあたる。

(4) 地域全体で、「いじめは絶対に許さない」という認識を広めることが大切であることから、PTAや地域の会合等で、いじめ問題など健全育成についての話し合いを奨励することをお願いする。

(5) いじめに関する電話相談窓口等を児童、保護者に周知しその活用を積極的に働きかける。

#### <電話での相談窓口>

- いじめ電話相談(少年相談室) (24時間) 0120-127-830
- 全国統一の教育相談ダイヤル(24時間) 0570-078-310(ナビダイヤル)
- いのちの電話 011-231-4343(24時間) 0570-783-556(ナビダイヤル)
- 子どもアシストセンター 0120-66-3783(子ども専用) 211-3783(大人用)
- 札幌市児童相談所 011-622-8630
- 子ども安心ホットライン 011-622-0010
- 子ども人権110番 0120-007-110
- チャイルドライン 0120-99-7777

#### <メールでの相談窓口>

- 子どもアシストセンター assist@city.sapporo.jp

## 第5章 いじめ防止基本方針の点検・評価

### 1 いじめ防止基本方針の定期的な検証

学校安全計画に「いじめ防止」「命を大切にする指導」を位置付けるとともに、PDCAサイクルを定め検証を行う。学校評価に項目を設けて、評価を行う。

### 2 いじめ防止基本方針の公開

PTA や地域の会合等でいじめ防止基本方針に触れたり、学校ホームページに掲載したりして、保護者や地域関係者に理解と支援を求める。

## 第6章 重大事態への対応

### 1 重大事態とは

(1) 児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるときとは、次のようなケースなどが想定される。

- ①児童生徒が自殺を企図した場合
- ②身体に重大な障害を負った場合
- ③金品等に重大な被害を被った場合
- ④精神性の疾患を発症した場合

(2) いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

・「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とする。

(3) 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

### 2 発生時の対応

(1) 重大事態が発生した旨を札幌市教育委員会に速やかに報告する。

(2) 当該事案に対処するための組織を設置し、いじめられた児童からの聴き取りをはじめ、質問紙調査の使用やその他適切な方法により、児童の心情に配慮しつつ事実関係を明確にするための調査を行う。(因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。)

(3) いじめを受けた児童・保護者に対して、調査結果から事実関係その他必要な情報を適切に提供する。

## 第7章 関係法令・通知・資料

### 1 教育基本法

#### (1) 教育機会均等

第4条 全ての国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受け入れる機会を与えられなければならない。人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

#### (2) 学校教育

第6条2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規則を重んじるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。

#### (3) 家庭教育

第10条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

### 2 学校教育法

#### (1) 第4章 小学校

第35条 市町村の教育委員会は、次に掲げる行為の一または二以上を繰り返し行う等性行不良であって他の児童の教育に妨げがあると認める児童があるときは、その保護者に対して、児童の出席停止を命ずることができる。

- 一 他の児童に傷害、心身の苦痛または財産上の損失を与える行為
- 二 職員に傷害または心身の苦痛を与える行為
- 三 施設または設備を損壊する行為
- 四 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為

### 3 いじめ防止対策推進法

#### (1) 第1章 総則（定義）

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。



## 4 札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例

### (1) 安心して生きる権利

第8条 子どもは、安心して生きることができます。そのためには、主に次に掲げる権利が保障されなければなりません。

- ①命が守られ、平和と安全のもとに暮らすこと。
- ②愛情をもって育まれること。
- ③いじめ、虐待、体罰などから心や体が守られること。
- ④障がい、民族、国籍、性別その他の子ども又はその家族の状況を理由としたあらゆる差別及び不当な不利益を受けないこと。
- ⑤自分を守るために必要な情報や知識を得ること。
- ⑥気軽に相談し、適切な支援を受けること。

### (2) 自分らしく生きる権利

第9条 子どもは、自分らしく生きることができます。そのためには、主に次に掲げる権利が保障されなければなりません。

- ①かけがえのない自分を大切にすること。
- ②個性や他人との違いを認められ、一人の人間として尊重されること。
- ③自分が思ったこと、感じたことを自由に表現すること。
- ④プライバシーが守られること。

### (3) いじめの防止

第16条 施設関係者は、いじめの防止に努めなければなりません。

2 施設関係者は、子どもがいじめについて相談しやすいように工夫し、いじめが起きたときは、関係する子どもの最善の利益を考慮し、対応するよう努めなければなりません。



## 5 早期に警察へ相談・通報すべきいじめ事案について

(平成25年6月20日 札教指第574号)

学校長様

札教指第574号  
平成25年(2013年)6月20日

札幌市教育委員会指導室  
指導担当部長 引地 秀美

### 早期に警察へ相談・通報すべきいじめ事案について(通知)

いじめの問題への対応については、各学校において特段の取組をいただいているところです。

標記の件については、昨年度、「犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめ事案に関する警察への相談・通報について(通知)」(平成24年11月15日付け札教指第1598号)により、犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については、早期に警察に相談し、警察と連携した対応を取ることが重要であること、また、いじめられている児童生徒の生命又は身体の安全が脅かされているような場合には、直ちに警察に通報することが必要であることについて周知していたところです。

また、いじめの認知に当たっては、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断を、いじめられた児童生徒の立場に立って行い、認知したいじめについては、迅速に対応し、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめの対応に当たっては、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応が必要です。

このたび、文部科学省初等中等教育局長から、早期に警察に相談・通報すべきいじめ事案について、態様別に具体例を示すことで、教職員の適切な理解を促すよう依頼がありました。

については、下記の事項に留意の上、「学校において生じる可能性がある犯罪行為等について」(別紙1)を全教職員に周知し、早期に警察に相談・通報すべきいじめの事案について、適切に対応するようお願いいたします。

また、(別紙2)として添付した「いじめの定義」については、先般、発出した「平成24年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する実態調査」(平成25年6月14日付け札教指第538号)における「いじめの定義」においても、いじめの中には早期に警察に相談・通報することが必要なものが含まれること等が明記されており、この趣旨について改めて教職員全体に周知し、適切な指導及び対応となるよう重ねてお願いいたします。

### 記

1 いじめの認知に当たっては、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断を、いじめられた児童生徒の立場に立って行い、認知したいじめには、迅速に対応することが必要であるが、このいじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものが含まれる。

このため、このいじめの対応に当たっては、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要であること。

2 個々のいじめ事案が、「犯罪行為として取り扱われるべきと認められるもの」に当たるか否かについては、いじめの態様や加害児童生徒の状況等によって、的確に判断することが必要であり、平素より、どのような行為が刑罰法規に該当するかについて、教職員の理解を深めておくことが必要であること。

このため、各学校においては、別紙1も参考に、指導資料の作成や研修の充実を図ることが必要であること。

3 上記1の判断に迷う場合も含め、積極的に警察に相談できるよう、学校においては、学校と警察との緊密な連携体制を構築しておくことが必要であること。

(担当 生徒指導班 後藤・岡田・喜多山 電話 211-3861)

# 【いじめ対応フローチャート】

